

各事業主様
受講者様

林業・木材製造業労働災害防止協会 兵庫県支部

「車両系木材伐出機械関係特別教育」のご案内
(労働安全衛生規則 36 条第 6 号の 2、第 6 号の 3、第 7 号の 2 の業務)

1 目 的 車両系木材伐出機械を使用する業務のうち、伐木等機械運転業務、走行集材機械運転業務及び簡易架線集材装置又は架線集材機械の運転業務に必要な知識の習得を図る。

2 日 時 【学科】 令和7年7月23日(水)～25日(金)の3日間

集合・受付 8:30～(各日とも)
講義 7月23日 9:00～16:15(伐木等機械)
7月24日 9:00～16:15(簡易架線集材装置)
7月25日 9:00～16:15(走行集材機械)

【実技】 令和7年8月20日(水)～22日(金)の3日間

集合・受付 8:30～(各日とも)
講習 8月20日 9:00～16:15(伐木等機械)
8月21日 9:00～18:20(簡易架線集材装置)
8月22日 9:00～16:15(走行集材機械)

注:遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間に満たないときは、講習修了の認定ができませんので注意してください。

3 場 所 【学科】 中はりま森林組合 2F 研修室
(別図参照) 神崎郡神河町寺前 251 (TEL 0790-34-0012)
【実技】 中はりま森林組合 製材工場跡地
神崎郡神河町高朝田 72 (森林組合事務所 同上)

4 講習の内容 別紙のとおり

5 受講資格 原則、県内受講者及び6の(2)の②～④のいずれかを受講済みの方を優先とします。

6 受講免除(省略)科目

- (1) 学 科 既受講の有無にかかわらず省略はしません。
(2) 実 技 下表の講習の既受講者は、受講料について減免します。(ただし、実技講習については、「ワイヤーロープの取扱い」以外別紙カリキュラムどおり受講していただきます)

既 受 講 講 習 名	免 除 (省 略) 科 目	時 間 数
①「機械集材装置運転」 「集材機運転士」特別教育修了者	【実技】 『簡易架線集材装置等』特別教育のうち 「ワイヤーロープの取扱い」	【実】 4 時間
「建設機械運転」系 ②車両系建設機械運転業務技能講習 (整地・運搬・積込み・掘削、 基礎工事、解体) ③小型車両系建設機械(同上) 特別教育 ④不整地運搬車運転業務技能講習、 特別教育 の②～④のいずれか	【実技】 『伐木等機械』特別教育のうち 「伐木等機械の走行操作」	【実】 2 時間
	【実技】 『簡易架線集材装置等』特別教育のうち 「架線集材機械の走行操作」	【実】 1 時間
	【実技】 『走行集材機械』特別教育のうち 「走行集材機械の走行操作」	【実】 3 時間

※ 免除については、類似のものがあ、り、不明な場合は、必ず受講申込み前に当支部(TEL: 078-371-0607 FAX: 078-371-7662) 前田まで問い合わせして下さい。

7 受講料等

受講料については、下記の学科及び実技の合計受講料＋テキスト代となります。

項目（受講済みの有無）	学科（時間）	実技（時間）	計（時間）	受講料（税込）	テキスト代（税込）
①伐木等機械（車両系なし）	6	6	12	42,900	3,630 円
② "（車両系あり）	6	4	10	33,000	以下同様
③簡易架線（車両系なし）	6	8	14	52,800	"
④ "（車両系あり）	6	7	13	47,850	"
⑤ "（車両系＋機械集材）	6	3	9	28,050	"
⑥ "（機械集材）	6	4	10	33,000	"
⑦走行集材機械（車両系なし）	6	6	12	42,900	"
⑧ "（車両系あり）	6	3	9	28,050	"

（消費税 10%対象）

（注）1. 項目中の車両系、機械集材は6の（2）の①～④を表しています。

2. 上記の受講希望項目を合計したものが必要な受講料となり、テキスト代は共通の1冊です。

例えば、3コース一括で車両系建設建機を受講済みの場合は、テキスト代を含め112,530円となります。

3. 納付された受講料は、いかなる理由であっても返却できませんのでご注意ください。

なお、テキスト（3コース共通）は当支部で用意します。

8 受講申込

（1）受講申込書

- ① 受講申込書（林特教様式第1）に必要事項を記入のうえ、送付してください。
- ② 受講申込書は受講者ごとに作成してください。
- ③ 可能な限り事業所で一括して送付してください。
- ④ 1コースのみ、または2コースのみを受講希望される場合は、事前に相談願います。

（2）添付書類等

- ① 免除（省略）のある場合、該当講習の修了証のコピー
 - a 機械集材装置（or 集材機）運転業務特別教育
 - b 車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込み・掘削、基礎工事、解体）
 - c 不整地運搬車運転業務技能講習
 - d 小型車両系建設機械運転特別教育（整地・運搬・積込み・掘削、基礎工事、解体）
 - e 不整地運搬車運転業務特別教育
- ② 写真1枚（縦3.0cm×横2.5cm、上半身脱帽、正面向き、**裏面に氏名記入**）
- ③ 本人確認証明書（運転免許証のコピーなど）
- ④ 受講料等振込の控え（コピー）
- ⑤ 85円切手 1枚（受講票送付用）

（3）受講料は下記の口座へ振込み願います。（**送金料は差引かない**ように願います。）

9 申込先 （問合せ先）

林業・木材製造業労働災害防止協会 兵庫県支部（事務局：兵庫県木材業協同組合連合会）
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5丁目5番18号（兵庫県林業会館3F）
TEL 078-371-0607, FAX 078-371-7662, 登録番号 T2010405001854
URL <https://www.hyogomokuren.jp/rinsaibou/>



10 受講料の送金先

口座番号：三井住友銀行 兵庫支店 普通預金 1070737
リンギョウモクザイセイゾウキョウロウトウサイガイイボウシキョウカイヒョウコケンシブ
受取人名：林業・木材製造業労働災害防止協会兵庫県支部

※振込手数料は申込者にてご負担をお願いします

※領収証は金融機関が発行する振込票等をもって代えさせていただきます

11 申込み期限

令和7年7月8日（火）**必着**

※申込みについては、順次受付を行い、申込み期日以内に募集定員に達したとき、募集を締め切ります。

このため、受講申込書を送付されるときは、この旨、当支部に確認のうえ送付してください。

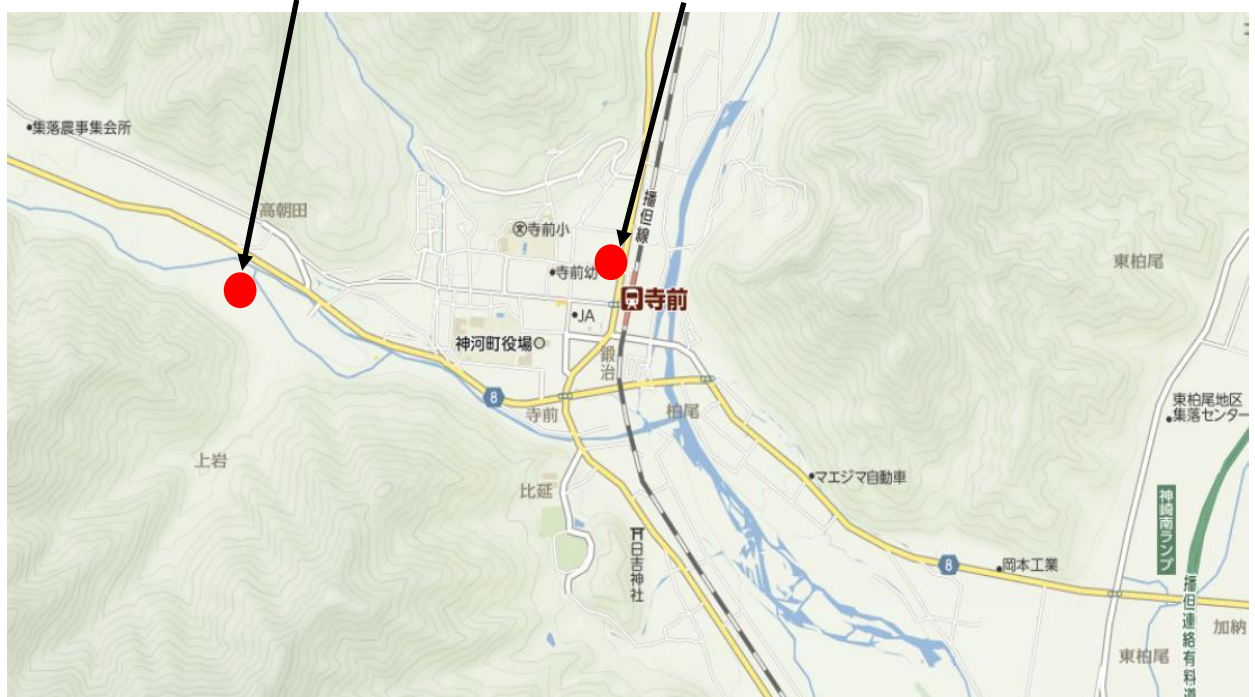
12 募集定員 各機械 15名 程度

- 13 講習日の準備
- (1) 受講票を持参すること。
 - (2) 昼食、筆記用具は各自で準備すること。
 - (3) 実技は、安全に作業のできる服装、靴、ヘルメット等を準備すること。
 - (4) マスク等の着用は各自の判断をお願いします。

会場案内図

【実技】中はりま森林組合製材所跡地

(学科) 中はりま森林組合 2 階研修室



別紙 講習内容

車両系木材伐出機械関係特別教育の内容

(学 科)

科 目	範 囲	時 間
伐木等機械		
伐木等機械に関する知識	伐木等機械の種類及び用途	1 時間
伐木等機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	伐木等機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	1 時間
伐木等機械の作業に関する知識	伐木等機械による一般的作業方法	2 時間
伐木等機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	伐木等機械の運転に必要な力学、電気に関する基礎知識	1 時間
関係法令	労働安全衛生法、同施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	1 時間
小 計		6 時間
簡易架線集材装置等		
簡易架線集材装置の集材機及び架線集材機械に関する知識	簡易架線集材装置の集材機の種類及び用途、架線集材機械の種類及び用途	1 時間
架線集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	架線集材機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	1 時間
簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な力学 電気に関する基礎知識 ワイヤロープの種類ワイヤロープの止め方及び継ぎ方の種類	1 時間
簡易架線集材装置及び架線集材機械の作業に関する知識	簡易架線集材装置及び架線集材機械による集材の方法 簡易架線集材装置の索張りの方法	2 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1 時間
小 計		6 時間
走行集材機械		
走行集材機械に関する知識	走行集材機械の種類及び用途	1 時間
走行集材機械の作業に関する知識	走行集材機械による一般的作業方法	2 時間
走行集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	走行集材機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	1 時間
走行集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	伐木等機械の運転に必要な力学、電気に関する基礎知識、ワイヤロープの種類及び取扱い方法	1 時間
関係法令	労働安全衛生法、同施行令及び労働安全衛生規則の関係条項	1 時間
小 計		6 時間

【実 技】

第 1 日 目	科 目	範 囲	時 間
	伐木等機械		
	伐木等機械の作業のための装置の 操作	基本操作：定められた方法による、伐木、造材 及び原木の集積	4 時間
	伐木等機械の走行の操作	基本操作：定められたコースによる基本走行及び 応用走行	2 時間
	小 計		6 時間

第 2 日 目	科 目	範 囲	時 間
	簡易架線集材装置等		
	簡易架線集材装置の集材機の運転 及び架線集材機械の作業のための 装置の操作	基本操作：定められた方法による原木の運搬	3 時間
	ワイヤロープの取扱い	ワイヤロープの止め方、継ぎ方及び点検方法	4 時間
	架線集材機械の走行の操作	基本操作：定められたコースによる基本走行及び 応用走行	1 時間
	小 計		8 時間

第 3 日 目	科 目	範 囲	時 間
	走行集材機械		
	走行集材機械の作業のための装置 の操作	基本操作：定められた方法による原木の運搬	3 時間
	走行集材機械の走行の操作	基本操作：定められたコースによる基本走行及び 応用走行	3 時間
	小 計		6 時間